令和6年第1回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和6年2月6日(火)13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和6年第1回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、長谷川勝久委員と宮川委員が教育委員に就任されたことに伴いまして、東京都北区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、各委員の議席を定める必要がございます。

各委員の議席は、ただ今ご着席いただいている議席としたいと思いますが、ご異議ご ざいませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、現在ご着席いただいている席を各委員の議席とさせていただきます。

次に、日程第1、第1号議案「いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る調査 結果の報告について」を議題に供します。

本件につきましては、個人に関する情報を取り扱う事案のため、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

それでは、ただ今より会議を非公開といたします。恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いできればと思います。

(非公開)

清正教育長

ただ今より会議を公開といたします。傍聴の方は入場を許可します。

次に、日程第2、第2号議案「東京都北区学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)の指定について」を議題に供します。教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課 長

教育指導課長でございます。続いて、日程第2、第2号議案「東京都北区学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)の指定」についてご説明いたします。

本議案は令和6年4月に北区初の義務教育学校として開校する、都の北学園を本区6校目の学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)と指定するため、提出するものでございます。

まず、コミュニティ・スクールについて簡単にご説明申し上げます。

コミュニティ・スクールに求められているものは3点ございます。第1に地域のニー

ズを迅速かつ的確に学校運営に反映させること、第2に学校・家庭及び地域が一体となり、よりよい教育の実現に取り組むこと、第3に地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを推進することでございます。

次に、学校運営協議会についてご説明いたします。

学校運営協議会と似た組織として、他の学校の全てに置かれている学校評議員会がございます。学校運営協議会がこの学校評議員会と異なるのは、評議員会のほうは校長の求めに応じて学校に関する意見を個人として述べるものであることに対し、学校運営協議会、コミュニティ・スクールですが、学校運営協議会は学校運営・教職員人事について関与する一定の権限を有する合議制の機関でございまして、その役割は異なってございます。

具体的には、校長が定める各年度の基本的方針や経営計画、行事予定等を含んだ教育課程について、校長は運営協議会の案として示し、その承認を受ける必要があります。つまり、学校の運営につきましても、その計画段階から関わる権限を持ってございます。また、教員の任用についても意見を述べることができまして、都内の教員に対して自校で任用したい教員像を周知・公募し、自校の教員とすることができるという権限もございます。

続いて、参考資料として付けました、コミュニティ・スクール都の北、でございま す。運営イメージの図を付けてございますので、ご覧いただきたいと思います。

学校運営協議会が核となり、学校・地域・保護者・関係機関で連携を取りながら、さまざまな活動を通して社会の急速な進展に伴う教育諸課題に対応するとともに、発達の段階に応じた9年間の切れ目のない指導を展開し、地域と共にぬくもりあふれる学び舎で、ふるさと北区の一員として自覚を持ち、国際社会で活躍できる児童・生徒の育成を目指します。

学校運営協議会の委員でございますが、神谷中、神谷小、稲田小の各学区域の町会・ 自治会などの地域住民代表をバランスよく選出しまして、幼稚園長、子どもセンター所 長・児童館長、教職員、保護者代表等を加えた構成で、現在、学校で検討してございま す。

また、定例協議会を年4回開催しまして、委員の任命や役割の確認、学校経営計画や 教育課程の承認、教員公募に向けた協議、学校評価や協議会自体の自己評価等に取り組 みます。なお、必要に応じて臨時会も開催する予定でございます。

そして、都の北学園をコミュニティ・スクールにすることにより、地域の思い・願いを受け止めて、地域に根ざした学校としてより充実した教育活動を実現するとともに、地域に愛される学校として歴史を積み重ねていくこと、これが期待されています。

私からの説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきまし ては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議なしと認め、第2号議案にきましては原案どおり承認することに決定いたしま す。

次に、日程第3、報告第1号「和解について」です。子ども家庭支援センター所長か ら説明をお願いいたします。

子ども家庭 子ども家庭支援センター所長です。私からは、日程第3、報告第1号「和解」につい 支援センターてご報告いたします。

一所長

ページをおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

休業手当の支払い遅延に関する損害賠償額の決定を行ったものでございます。専決処 分年月日、令和5年12月8日、決定額2,707円、相手方は板橋区在住区民でござ います。事故の概要につきましては、令和4年度の心理相談員の休業手当で発生した遅 延利息金の支払いを行うものでございます。

詳細につきましては、ページをおめくりいただきまして、2ページ、添付資料にお示 しのとおりでございます。

雑ぱくではございますが、私からの報告は以上でございます。ご審議賜りますよう、 よろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでし ようか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご質疑またはご意見ないようですので、ここで本件に関する 報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和6年第1回教育 委員会定例会を閉会させていただきます。